

国の予算編成見直しに当たり十分な予算措置、財源確保等の必要な対応を求める意見書

現在、国は骨太方針2026に基づき、必要な予算は可能な限り当初予算で措置する方向で予算編成を検討しているが、この見直しは、民間事業者や地方公共団体の予見可能性の確保に資する一方で、地方公共団体の予算編成の在り方や財政負担に影響を及ぼすおそれがある。

地方公共団体においては、社会保障関係費の増加や物価高への対応、人口減少対策、防災・減災や国土強靱化の推進、大規模災害からの復旧・復興など、財政需要のさらなる増加が見込まれる中、引き続き地方公共団体が地方の実情に沿った行政サービスを安定的に提供していくためには、骨太方針2026に基づく予算編成において、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上するとともに、必要となる地方交付税等の一般財源を増額確保し、充実させることが不可欠である。

よって、国におかれては、予算編成の在り方を見直すに当たり、地方公共団体が増大する財政需要への対応や行政サービスの安定的な提供を今後も可能にするため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 令和9年度の予算編成においては、公共事業や補助事業など、例年補正予算で措置されてきたものも含め、必要な事業量に対する十分な予算を当初予算で確保すること。
- 2 補正予算では、補正予算債などの地方に有利な財政措置により地方負担の軽減が図られてきたことを鑑み、当初予算での計上により地方公共団体の実質的な財政負担が増加しないよう、所要額を地方財政計画の歳出に適切に計上し、一般財源の増額確保、充実を図る等の必要な対応を行うこと。
- 3 社会経済の大きな変動や大規模災害などの不測の事態に対しては、引き続き機動的に対応すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

石川県金沢市議会議長 坂 本 泰 広

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間 更新を求める意見書

オウム真理教は、地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの凶悪な犯罪を実行した団体であり、無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律に基づき、現在も後継団体であるアレフ、ひかりの輪、山田らの集団が観察処分を受けており、金沢市内においても山田らの集団の施設が1か所存在している。

地域住民は大きな不安と恐怖を感じ、山田らの集団の解散、撤退を求めるために金沢オウム真理教対策協議会を設立し、一致団結して精力的に反対運動を行っている。また、金沢市もオウム真理教対策関係市区町連絡会等を通じ、国に抜本的な対策を要望してきた。

このような状況の中、令和9年1月には、同法に基づく観察処分の期間が満了を迎えるが、万が一、観察処分が更新されなければ、後継団体の活動実態を把握することが困難となり、市民の不安と恐怖がさらに高まることが懸念される。

よって、国におかれては、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）について、引き続き観察処分を継続するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

石川県金沢市議会議長 坂 本 泰 広

交通事故等により被害を受けた胎児に係る法整備についての意見書

昨年5月に愛知県一宮市で、妊婦が車にひかれて死亡し、緊急帝王切開で出生した子に重篤な障害が残るという痛ましい事故が発生した。運転手は、死亡した妊婦に対する自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反で起訴され、実刑判決が確定したが、事故当時に胎児であった子に関しては同法違反での起訴は行われなかった。

一般に、胎児は、同法や刑法において、客体である「人」そのものではなく母体の一部を構成するものと解されている。下級審の裁判例では、妊婦が交通事故で被害を受け、その後出生した子に傷害または死亡の結果が生じた場合、母親に対する罪とは別に、子に対する業務上過失致死傷罪の成立を認めた事案が見られるものの、その数は少なく、交通事故等による加害行為で重大な被害を受けた胎児が法的保護を受けるべき客体として十分な評価を受けているとは言い難い。

当該事故の被害者家族は、出生した子も被害者として扱うよう訴えており、この遺族に賛同するオンライン署名は13万筆を超えた。現在、胎児が交通事故等で被害を受けた場合の法整備を求めるオンライン署名活動が遺族により行われており、4万筆近くの賛同を集めている。こうしたことから、現行制度の見直しを求める国民の意識の高まりがうかがわれる。

医療技術が進展し、出生前の段階で胎児の生育状況が把握できるようになったことも踏まえると、被害の発生時点によって法的評価や取扱いに大きな差が生じる状況は、命の尊厳や公平性、被害者救済の観点から課題があると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、交通事故等において、母体への加害行為により胎児にも影響が及び、出生後に傷害や死亡の結果が発生する事案について、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律や刑法などの関連する法制度や議論を精査し、胎児の法的保護に係る規定の整備に向けた検討を進めるよう、強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

石川県金沢市議会議長 坂 本 泰 広

令和12年のユネスコ無形文化遺産登録に向けた温泉文化の保護・継承等への支援及び発信を求める意見書

温泉文化は、「自然の恵みである温泉につかり、心と体を癒す」という、日本人に根づいている社会的慣習である。この温泉文化は、昨年11月28日に開催された文化庁の文化審議会無形文化遺産部会において、ユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への登録の国内候補として選定され、今後、ユネスコでの審議を経て、令和12年の登録が見込まれている。

本市においても、湯涌温泉などは重要な観光資源であるほか、地域の暮らしや伝統行事とも深く結びついた大切な文化的財産となっているが、一方で、人口減少や少子高齢化の進行に加え、観光需要の変化や人手不足、相次ぐ自然災害等により、温泉地を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした中、温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録が実現し、国内外へ本市及び日本の温泉文化の価値と魅力を発信することができれば、地域活性化や国内外からの観光誘客の大きな契機となる。日本各地で温泉を起点に魅力ある地域資源を活用した観光・地場産業が成長することで、強い地域経済が構築され、地方創生の推進にも大きく寄与することが期待される。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に措置を講じられるよう、強く要望する。

記

- 1 温泉文化の保護・継承に資する活動への支援を行うこと。
- 2 温泉文化を生かした地域活性化の促進を図ること。
- 3 温泉をハブとした文化観光・周遊観光の促進を図ること。
- 4 温泉への入浴や療養の効果について、医科学的な調査研究への支援を行うこと。
- 5 国内外に向けた温泉文化に係る情報発信を推進すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

石川県金沢市議会議長 坂 本 泰 広

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正趣旨を踏まえた支援策の確実な実施を求める意見書

人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引など、医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児・者は近年増加傾向にあり、介護を担う家族も含め社会全体での支援が求められている。

令和３年６月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が議員立法により成立したが、医療的ケア児が日常生活及び社会生活を営むために必要な支援が十分に行われているとは言い難く、成人になると支援が途切れる「18歳の壁」が課題となっていた。また、医療的ケア児と同様の支援を必要とする重症心身障害児・者についても支援対象となっていなかった。

こうした課題に対応するため、令和８年７月に同法が改正され、成年に達した医療的ケア児や、18歳以上で医療的ケアが不可欠であり、かつ、これにより自立した生活を営むことが困難な状態にある者、重症心身障害児・者が新たに支援対象として追加された。あわせて、レスパイトや通学支援等の日常生活支援をはじめとする支援施策の充実に向けた規定などが盛り込まれており、成人した医療的ケア者等が日常生活及び社会生活を営むことができる社会の実現に向けて、当事者やその家族からも大きな期待が寄せられている。

一方、改正法の趣旨を踏まえた具体的な支援策については、現在国において検討が進められているが、成人となる医療的ケア児や重症心身障害児・者が増加する中、確実な支援体制を構築することは喫緊の課題であり、令和９年４月の改正法施行に向け、万全の準備を進める必要がある。

よって、国におかれては、改正法施行時に医療的ケア児・者等へ切れ目のない支援が確実に実施されるよう、具体的な施策を速やかに講ずるとともに、支援の実施を担う地方公共団体等をはじめとする関係者に対する適切な情報提供や、支援に当たり必要な予算措置を講ずるよう、強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月15日

石川県金沢市議会議長 坂 本 泰 広

熊被害防止対策への支援強化を求める意見書

全国的に熊の生息域が拡大し、住宅街や学校周辺等において人身事故が発生しており、地域住民の安全・安心な日常生活が脅かされる事態となっている。

石川県内においても、本年5月以降の熊目撃件数が急増し、人身被害も発生したことを受け、石川県は6月17日にツキノワグマ出没注意情報を発令した。その後も目撃件数は増加し、8月26日時点では202件となっている。本市においても、本年9月2日時点で、金沢大学周辺や住宅地に近接する中山間地域を中心に、既に53件の目撃・痕跡情報が寄せられており、地域住民の不安は日に日に高まっている。

しかしながら、熊被害防止対策の実務の多くを担う自治体の予算・人員には限界があり、令和7年に創設された緊急銃猟制度も運用面の課題が残る。実効性ある対策とするには、財政支援の強化にとどまらず、関連制度の見直しや国による広域的な施策の推進など、国の政策としての対応強化が不可欠である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 緊急銃猟制度について、現場の自治体が安心して運用できるよう、国として実施体制の整備や運用ルールの見直しなど、制度面の改善を図ること。
- 2 ガバメントハンター等の捕獲従事者の確保・育成は、一自治体の努力だけでは限界があることから、身分・処遇の改善や装備品の充実に対する財政支援を国の責任において講ずること。
- 3 電気柵の設置や緩衝帯の整備等の被害防止対策に必要な予算は、自治体の財政力のみでは確保が困難であることから、交付金の確保・拡充など財政支援の充実を図ること。
- 4 熊の生息状況の把握は、都道府県境を越える広域的な課題であり一自治体では対応できないことから、環境省が本年6月から東北地方で開始した全国統一調査を前倒しして早期に全国展開すること。
- 5 熊の生息環境の管理は、緩衝帯整備等の対症療法にとどまらず、里山や森林の抜本的な整備・再生に向けて中長期的な政策の転換を図ること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

石川県金沢市議会議長 坂 本 泰 広

少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、十分な教職員の配置が不可欠である。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められるが、「学校と教師の業務の3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うためには、国による自治体への財政措置等が不可欠である。

さらに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き、中学校の学級編制標準は令和10年度までに35人に引き下げられる。今後は、高等学校での早期実施と、さらなる学級編制標準の引下げによる少人数学級の実現が必要である。

よって、国におかれては、自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、地方教育行政の実情を十分に認識し、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 年度当初から教職員が不足する状況があることから、教職員の定数どおりの配置となるように積極的に取り組むこと。
- 2 教職員の処遇について、業務の外部移行・委託を行うため、国による自治体への財政措置等を講ずること。
- 3 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 4 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」を実施できるよう、加配定数の削減は行わないこと。
- 5 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な財政措置を講ずること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

石川県金沢市議会議長 坂 本 泰 広

精神障害者保健福祉手帳２級所持者に対する医療費助成制度の拡充に向けた対応を求める意見書

石川県は、精神障害者保健福祉手帳１級所持者を心身障害者医療費助成制度の対象としているが、石川県精神保健福祉家族会連合会をはじめとする関係団体から、助成制度の対象を２級まで拡充する要望書や署名が石川県に提出されている。

精神障害者保健福祉手帳２級所持者の多くは、病状や疲労感のため満足に働くことができない状況であるなど厳しい環境に置かれており、医療費助成の対象の拡充に向けた対応が望まれている。

こうした中、石川県議会では令和６年９月定例会において、同様の請願が全会一致で採択された。

よって、石川県におかれては、財源の確保や制度設計など多くの課題があるものと推察するが、これらの課題の解決を図り、心身障害者医療費助成制度の対象に精神障害者保健福祉手帳２級所持者を加えるよう、拡充に向けた対応を強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月15日

石川県金沢市議会議長 坂 本 泰 広